

入会届

提出日：令和 年 月 日

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
会長 石 井 清 裕 殿

以下のとおり、令和 年 月 日より公益社団法人おかやま観光コンベンション協
会正会員として入会したいのでお届けします。

※なお、私は岡山県暴力団排除条例及び岡山市暴力団排除基本条例に違反しないことを
ここに誓約します。また、抵触した場合、入会の取消等、貴法人の行う措置について異議の
申し立てを行いません。

住所	フリガナ
	〒 -
団体・企業名	フリガナ
代表者職名	
代表者名	フリガナ
	印
電話番号	() -
FAX 番号	() -
入会口数	口 (※4 口以上)
入会理由	
専門部会への 入会希望	☐ 有 ☐ 無 ☐ 観光部会 ☐ コンベンション部会 ※入会をご希望の場合は後日改めて担当よりご連絡いたします。 ※両専門部会への入会、途中入会も可能です。

(公社)おかやま観光コンベンション協会 正会員登録情報

※こちらにご記入いただいた内容を当協会のホームページ上に掲載いたします。

業種（別紙一覧から1つ選択）	No：	カテゴリ：	
フリガナ			
会員名			
所在地	（〒 - ）		
ビル・建物名			
フリガナ			
代表者職名・氏名			
代表 TEL	- -	代表 FAX	- -
代表メールアドレス	@		
公式サイト URL	http ： //		

◎当協会から送る請求書の請求先・受取先が上記以外の場合はご記入ください。

フリガナ			
請求先会社名			
請求書送付先	（〒 - ）		
ビル・建物名			
フリガナ		担当者所属	
担当者氏名		担当者職名	
TEL			
代表メールアドレス	@		

◎この登録情報について当協会より問い合わせする際のご担当者についてご記入ください。

フリガナ	
担当者所属・職名 氏名	
TEL	

記入日： 令和 年 月 日

(別紙)

業種一覧

1	運輸・交通	21	人材派遣・紹介	41	銀行
2	旅館・ホテル	22	調理士人材派遣	42	報道
3	小売	23	クラブチーム	43	会館・ホール
4	菓子製造販売	24	事務用品機器販売	44	コンベンション運営
5	特産品販売	25	自動車販売	45	商工会議所
6	通信卸小売	26	食品製造	46	地域観光協会
7	牧場スイーツ	27	酒類メーカー	47	業界団体
8	民芸品	28	自動販売機		
9	飲食	29	ソフトウェア開発		
10	旅行案内	30	情報産業		
11	レジャー観光施設	31	保育サービス		
12	印刷	32	産業		
13	広告宣伝	33	土木建設		
14	イベント企画	34	施設・設備・管理		
15	企画ギャラリー	35	保険代理業		
16	興行	36	消防施設業		
17	映像制作	37	士業		
18	レンタル・リース	38	宗教法人・寺院		
19	装飾・音響	39	警備		
20	アパレル	40	クリーニング		

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会 専門部会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会(以下「協会」という。)定款第35条の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(部会の名称)

第2条 部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 観光部会
- (2) コンベンション部会

(部会の目的)

第3条 部会は、岡山市へ訪れる人たちの満足度を高め、当地への誘客増加と都市イメージの向上を図るために、協会会員である観光・コンベンションに関係する業界の方々が、現場の意見を最大限反映した議論を基に自ら積極的に受け入れ体制の充実強化を実践し、岡山市全体のホスピタリティを向上させることを目的とする。

(組織及び部会委員)

第4条 部会は、各部会ともに参加希望者をもって委員とし構成する。

- 2 委員は、協会の正会員の中から公募により選出する。
- 3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。任期中に欠員が生じた場合は補充することができる。その場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 4 委員は、観光部会、コンベンション部会の両部会委員を兼ねることができる。
- 5 部会には、ワーキンググループを設置することができる。

(部会長)

第5条 部会には部会長を置き、協会会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長の任期は、1年とし再任を妨げない。

(所管)

第6条 部会の主な所管事項は、次のとおりとする。

(1)観光部会専属事項

オリジナリティあふれる着地型旅行商品等の観光商品の開発

(2)コンベンション部会専属事項

岡山市ならではのユニークメニュー等の支援メニューの開発

(3)共通事項

- ア 研修会の開催や観光・コンベンション施設等の視察
- イ 協会の事業計画の企画立案に関する協議
- ウ その他部会長が必要と認めた事項

（会議）

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議の議長は、部会長が務める。

3 部会の会議には、代理出席を認めるものとする。

4 部会の会議は、年2回程度開催することとする。ただし、部会長が必要と認めたときは、随時、開催することができる。

5 ワーキンググループの会議は、必要に応じ随時開催する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、協会事務局において行う。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年7月4日から施行する。

この規約は、令和元年6月7日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。